七　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

徴収共助制度について、租税条約等の相手国等との間の送金及び送金の受領に関し、所轄国税局長等以外の国税局長も行うことができることとする等の所要の措置を講ずることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一一条及び第一一条の二関係）

八　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　金融・証券税制

(1)　公社債等及び株式等に係る所得に対する課税を次のとおり見直すこととした。

イ　特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）について、次の措置を講ずることとした。

㈠　利子所得等の課税方式等

特定公社債等の利子等については、一五パーセント源泉分離課税の対象から除外した上、次の措置を講ずる。（租税特別措置法第三条、第三条の三、第八条の四及び第八条の五関係）

①　平成二八年一月一日以後に居住者等が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等については、一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。

②　平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等を有する居住者等は、当該特定公社債等の利子等については、申告を要しないことができることとする。

③　居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等で申告分離課税の対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して一五パーセントの税率による源泉徴収を行う。

㈡　譲渡所得等の課税方式

特定公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次の措置を講ずる。（租税特別措置法第三七条の一一及び第三七条の一五関係）

①　居住者等が、平成二八年一月一日以後に特定公社債等の譲渡をした場合における当該特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。

②　特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。

㈢　上場株式等の譲渡損失及び利子所得等について、次のとおり損益通算及び繰越控除の対象とする。（租税特別措置法第三七条の一二の二関係）

①　上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。

②　平成二八年一月一日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後三年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。

③　確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕措置を廃止する。

㈣　上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充等

特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等について、次のとおり損益通算及び繰越控除の対象とする。（租税特別措置法第三七条の一二の二関係）

①　上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。

②　平成二八年一月一日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後三年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。

③　確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕措置を廃止する。

㈤　特定口座での取扱い

特定公社債等に係る所得について、次のとおり特定口座で取り扱うことを可能とする。（租税特別措置法第三七条の一一の三、第三七条の一一の五、第三七条の一一の六及び附則第四四条関係）

①　居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとする。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算する。

②　居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該利子等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとする。

③　源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して一五パーセントの税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算する。

④　居住者等が平成二七年一二月三一日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した特定公社債等を、平成二八年一月一日に特定口座に受け入れることができる措置を講ずる。また、平成二八年一月一日から同年一二月三一日までの間は、居住者等が有する特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとする。

㈥　特定公社債の範囲

「特定公社債」は、次の公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。）とする。（租税特別措置法第三七条の一一関係）

①　国債、地方債、外国国債、外国地方債

②　会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除く。）

③　公募公社債、上場公社債

④　発行の日前六月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債

⑤　金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含む。）において公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう。）に基づき発行する公社債で、目論見書に当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

⑥　国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き保管の委託がされているものに限る。）

ａ　国内において売出しに応じて取得した公社債

ｂ　国内において売付け勧誘等に応じて取得した公社債（ａに掲げる公社債を除く。）で、その取得の日前六月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行するもの

⑦　外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの

⑧　国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又は当該法人との間に完全支配の関係がある法人等が発行する社債（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）

⑨　平成二七年一二月三一日以前に発行された公社債